（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第二十七条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄中「、産業保安監督部（産業保安監督署を除く。）」、「、那覇産業保安監督事務所」及び「産業保安監督署及び」を削る。

（原子力損害賠償支援機構法施行令の一部改正）

第二十八条　原子力損害賠償支援機構法施行令（平成二十三年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第一項第一号」を「第四十三条の四第一項」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令）

第二十九条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第三十条　福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4　法第四十六条第二項第六号に規定する経済産業大臣の権限は、産業保安監督部長に委任する。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三十一条　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七五七人」を「一三、六八八人」に、「一三、七四〇人」を「一三、六七一人」に、「一三、七四一人」を「一三、六七二人」に改め、同表文部科学省の項中「二、二四八人」を「二、二〇三人」に、「二、一九九人」を「二、一五四人」に改め、同表経済産業省の項中「八、六〇五人」を「八、二四二人」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第三十二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四十四号を第四十七号とし、第三十八号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第三十七号中「第十四条第十号」を「第十四条第十四号」に改め、同号を同条第四十号とし、同条中第三十六号を第三十九号とし、第二十三号から第三十五号までを三号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の三号を加える。

二十三　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。第十四条第五号において単に「原子力災害」という。）に対する対策に関すること。

二十四　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

二十五　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第三条第三号ヰ中「（平成十一年法律第百五十六号）」を削り、同号ヒ中「関すること」の下に「（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）」を加える。

第十四条中第十八号を第二十二号とし、第五号から第十七号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五　原子力災害に対する対策に関すること。

六　エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

七　独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関すること。

八　原子力基本法第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

第十五条第五号中「庶務（」の下に「原子力安全基盤機構分科会、」を加える。

（内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第三十三条　内閣府独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「十三人」を「十四人」に改める。

第五条第一項の表国立公文書館分科会の項の前に次のように加える。

原子力安全基盤機構分科会	独立行政法人原子力安全基盤機構

第八条ただし書中「ただし」の下に「、原子力安全基盤機構分科会に係るものについては大臣官房企画調整課において」を加える。

附則第二条中「十三人」を「十四人」に、「十五人」を「十六人」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第三十四条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十一号及び第二十二号を削り、同条第二十三号中「関すること（」の下に「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること及び」を加え、同号を同条第二十一号とし、同条中第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とし、同条中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とする。

第五十四条中「原子力安全課」を「放射線対策課」に改める。

第五十八条の見出しを「（放射線対策課の所掌事務）」に改め、同条中「原子力安全課」を「放射線対策課」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「関すること（」の下に「放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることに関すること及び」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を削る。

（経済産業省組織令の一部改正）

第三十五条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条」を「第九十七条」に、「第九十五条―第九十七条」を「第九十八条―第百条」に、「第九十八条―第百一条」を「第百一条」に、「第五節　地方支分部局（第百二条・第百三条）」を「第五節　地方支分部局（第百二条・第百三条）

第一款　経済産業局（第百二条・第百三条）

第二款　産業保安監督部等（第百三条の二・第百三条の三）」に、「第百三十条」を「第百三十三条」に改め、「第三款　特別の機関（第百三十一条―第百三十三条）」を削る。

第四条第二十九号から第三十三号までの規定中「地方支分部局」を「経済産業局」に改める。

第九条中第十七号を第十九号とし、第十四号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

十四　火薬類の取締り、高圧ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安（以下「産業保安」という。）の確保に関すること。

十五　事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関すること。

第九条に次の五号を加える。

二十　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

二十一　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事務の取りまとめに関すること。

二十二　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務の取りまとめに関すること。

二十三　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の経費の概算の調整及び配賦に関すること。

二十四　産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所の行政財産及び物品の管理に関する事務の取りまとめに関すること。